



2022年5月18日

各位

会社名 株式会社きんでん
代表者名 取締役社長 上坂 隆勇
(コード：1944 東証プライム)
問合せ先 総務法務部長 谷野 成俊
(TEL： 06-6375-6000)

譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入及び取締役の報酬額の改定を決議しました。これに伴い、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象として、本制度に関する議案を2022年6月24日開催予定の第108回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、1992年6月26日開催の第78回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額7億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年70,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬等諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 取締役の報酬額の改定

本制度に係る対象取締役の報酬額を上記のとおり年額1億円以内とすることに伴い、現行の金銭による取締役の報酬等の額については、従来、ご承認いただいていた年額7億8千万円以内から年額6億8千万円以内（職責等を勘案して、うち社外取締役には年額6千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に変更することも本議案の内容といたします。

本株主総会において本議案をご承認いただいた場合、変更後の金銭による取締役の報酬等の額と譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を合わせた改定後の取締役の報酬額の合計は現行の報酬等の額である年額7億8千万円以内と同額になります。なお、取締役の賞与については、従来、取締役の報酬額である年額7億8千万円以内とは別枠にて、株主総会でご承認いただいた上で支給しておりましたが、改定後は上記の年額6億8千万円の報酬枠の範囲内にて支給することといたします。

（ご参考）現行制度と新制度の比較

現行制度	金銭報酬 年額7億8千万円以内（社外取締役を含む） ※賞与は別枠支給	
▼		
新制度	金銭報酬 年額6億8千万円以内（うち社外取締役分は年額6千万円以内）	譲渡制限付株式報酬 年額1億円以内（社外取締役を除く）

以上